たけのこ保育園　運営規程

（事業所の名称等）

第１条 社会福祉法人山際福祉会が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）　名 称 たけのこ保育園

（2）　所在地 伊勢市常磐町字広谷７４番地５

（施設の目的及び運営方針）

第２条 たけのこ保育園（以下「当園」という）の運営方針は、次のとおりとする。

（1）生命の保持及び情緒の安定を図る環境づくりをし、養護と教育を一体的に行う。

　（2）子どもの発達過程をふまえ、環境を通して、豊かな人間性を持った子どもを育成する。

　（3）保育所職員が、それぞれの専門性を発揮し協力しながら、保育の内容の質を高め、充実

　させる。

２当園の目的を次のとおりとする。

　（1）心身ともに充実した生活を送る中で、未来をきりひらく自立性、主体性の確立をはかるための基礎を培い、園児の生育を支援する。

　　・健康・安全等の生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける。

　　・人との関わりを大切にし、自主・協調の態度を養い、人権を大切にする心を身につける。

　　・自然や社会の事象に興味・関心を持ち、豊かな心情や思考力の基礎を身につける。

　　・様々な体験を通して豊かな感性を育て、創造性の芽生えを身につける。

　（2）家庭や地域社会と連携を図り、社会のニーズに呼応した保育実践を進め、子育て支援を積極的に進める。

　　・産休明け保育、長時間保育等により、働く父母を支えていく。

　　・園だより等を発行し、子育てのあり方等の啓発活動を推進していく。

　　・三世代交流事業等を企画し、地域社会の交流活動の拠点づくりを進めていく。

（認可定員）

第３条　当園の認可定員は１２０人とする。

（利用定員）

第４条　当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」 という。）第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

（1）　法第１９条第１項第２号の子ども （保育を必要とする３歳児以上の子ども。 以下「２号認定子ども」 という。）

 ３歳児　２０人

　 ４歳児　２４人

　 ５歳児　２４人

（2）　法第１９条第１項第３号の子ども （保育を必要とする３歳児未満の子ども。 以下「３号認定子ども」 という。）のうち、満１歳以上の子ども

 １歳児　１８人

 ２歳児　２２人

（3）　３号認定子どものうち、満１歳未満の子ども

 　０歳児　１２人

（提供する保育等の内容）

第５条　当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

（1） 特定保育（第８条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）

（2） 食事の提供

（3） 子育て家庭に対する支援

（4） 延長保育事業

（5） その他保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第６条　保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。 ただし、 園児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合が有り得る。

（1） 園長 １名（常勤）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務を司る。

（2） 主任保育士 １名（常勤）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。

（3） 保育士 ２0名（常勤１7名、非常勤3名）

保育士は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

（4） 調理員 ４名（常勤2名、非常勤2名）

調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

　（5）　事務長　　１名（常勤１名、非常勤０名）

　　　　 事務長は、園長等の任務を補佐し、会計業務等の円滑化を計る。

（保育を提供する日）

第７条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第８条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（1）　保育標準時間認定に係る保育時間

７時００分から１８時００分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

（2）　保育短時間認定に係る保育時間

８時３０分から１６時３０分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

（延長保育）

第９条 当園は、平常の保育時間を超えて保育が必要な場合、次のとおり延長保育を行う。

　（1）　保育標準時間認定に係る延長保育時間

　　　　 １８時から１９時までの範囲内

　（2）　保育短時間認定に係る延長保育時間

　　　　 ７時００分から８時３０分及び１６時３０分から１８時００分及び１８時００分から

　　　　 １９時までの範囲内

（利用者負担その他の費用の種類）

第１０条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用者負担金（保育料）を、その居住する市町村*へ*支払うものとする。

２　第１項に定めるもののほか、下表に掲げる当園の保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受けるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費用の種類 | 納付額 | 徴収の目的 |
| 給食費 | ３歳以上児月額　　５，３００円 | 給食にかかる費用 |
| 保育用品代 | 入園時及び進級時３歳児　3，０００円程度４歳児　２，２００円程度５歳児　３，５００円程度 | クレパス、はさみ、マーカー等道具箱、落書帳等ラッションペン、絵の具用品等 |

　※納付額は変動する場合あり。

　※上記のほか、父母の会において父母の会費の負担がある。（毎年父母の会総会にて決定）

　※そのほか、園外保育（遠足）の交通費・写真代等、必要な実費については、随時負担を受けるものとする。

３　延長保育料については下記のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用時間 | 保育短時間認定 | 保育標準時間認定 |
| ７時～８時３０分及び１６時３０分～１８時 | 日額２００円 | なし |
| １８時～１９時 | 日額３００円 | 日額３００円 |

　　　※１８時以降の延長保育料については、年単位の契約は、３，０００円（２人目以降は無料）

（利用の開始に関する事項）

第１１条 当園に入園するときは、伊勢市との利用調整を行わなければならない。

（利用の終了に関する事項）

第１２条 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

（1）　園児が小学校就学の始期に達したとき

（2）　園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

（3）　市外に転出し、伊勢市に住民票を有しなくなったとき

（4）　その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時における対応方法）

第１３条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

２ 保育の提供により事故が発生した場合は、保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３ 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４ 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条 当園は、非常災害に備え、園児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び第４項において「計画等」という。） を作成することとする。

２ 当園は、計画等に基づき、園児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、園児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

３ 当園は、少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

４ 当園は、 前項における訓練の結果を踏まえ、 計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

（虐待の防止のための措置）

第１５条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第１６条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（1）　保育の実施に当たっての計画

（2）　提供した保育に係る提供記録

（3）　伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例（平成26年10月10日伊勢市条例第27号）第１９条に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録

（4）　保護者からの苦情の内容等の記録

（5）　事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

この規程は、平成２８年４月１日に改定する。

この規定は、令和元年１０月１日に改定する。

この規定は、令和２年４月１日に改定する。

この規定は、令和２年７月２２日に改定する。

この規定は、令和３年４月１日に改定する。

この規定は、令和４年４月１日に改定する。

この規定は、令和5年４月１日に改定する。

この規定は、令和6年４月１日に改定する。